

税務相談室

給与所得者の 特定支出控除制度の見直し

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

給与所得者の特定支出控除が見直されたようですが、ポイントを教えてください。

回答

1) 特定支出控除とは、給与所得者が「特定支出」をした場合、法定の給与所得控除額に一定額を特定支出控除額として加算するというものです。

従前の場合は、特定支出の額の合計額のうち、給与所得控除額を超える部分の金額でしたが、これからは給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える部分の金額となりました。

(例) 給与所得控除額 230万円 特定支出400万円の場合

改正前 給与収入より控除される金額
=230万円+170万円=400万円

改正後 給与収入より控除される金額
=230万円+285万円=515万円

2) 特定支出の範囲

従前は次の5種類の支出とされていました。

通勤費…通勤のために通常必要な運賃等の額。

航空機の利用に係る支出、グリーン車料金、自動車の減価償却費、自動車税は対象となりません。

転居費…転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費および運送費等の額。

グリーン車料金、航空機のスーパーシート料金、壁の塗り替えや畳替えのための費用は対象となりません。

研修費…職務に通常必要な技術知識を習得することを目的として受講する研修費。

「受講する研修」とは、第三者が自己の有する技術または知識を不特定多数の者に習得させることを目的として開設されている講座等において、その第三者から訓練または講習を受けることにより、その技術または知識を習得する、いわば受動的立場での研修をいいます。

資格取得費…職務に直接必要な資格を取得するための費用。

資格取得費の内、簿記、珠算および英語の検定資格、栄養士および調理師の資格、運転免許、危険物取扱者免許など。弁護士、公認会計士、税理士、医師、歯科医師などの資格取得費は対象とはなりません。

帰宅旅費…転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費。

グリーン車料金、航空機のスーパーシート料金、ひと月に4往復を超えて旅行をした場合のその超えてした旅行に要する運賃および料金は対象になりません。

帰宅旅費は、その方の勤務する場所または居所と生計を一にする配偶者等が、居住する場所との間の旅行に要する支出であることが必要とされています。したがって、例えば、札幌から東京に単身赴任している方が、3ヵ月の間大阪の工事現場に勤務することとなったような場合は、大阪の工事現場がその方の勤務する場所となりますので、札幌・大阪間の旅費が特定支出控除の対象となります。

改正後は、資格取得費に弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費が追加されました。この「など」の中に、医師、歯科医師が入っているかどうかは、今のところ不明です。10月頃までに判明する予定です。

さらに新たな支出として「勤務必要経費」ができました。「勤務必要経費」とは、次に掲げる支出(当該支出の額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限る)で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明されたものをいいます。

イ 書籍、定期刊行物、その他の図書で職務に関連するものおよび制服、事務服、その他の勤務場所において、着用することが必要とされる衣服を購入するための支出

ロ 交際費、接待費、その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先、その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答、その他これらに類する行為のための支出

以上ですが、その支出について給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合におけるその補填される部分は、特定支出には含まれません。

この特定支出控除を受けるには、確定申告書にその旨、特定支出の合計額の記載、特定支出に関する明細書および給与の支給者等からの証明書、領収書等の添付または提示が必要です。

この控除適用者は、全国で、平成20年6人、平成21年9人ですが、これからは増加するものと思われます。なお、この改正は平成25年度分から適用されます。